市役所本庁舎におけるタクシー乗り場の使用協定書

清瀬市総務部総務課

市役所本庁舎におけるタクシー乗り場の使用協定書

清瀬市(以下「甲」という)と、西武ハイヤー株式会社(以下「乙」という)とは、次のとおりタクシー乗り場の使用協定(以下「本協定」という)を締結する。

本件土地(以下「指定場所」という。)の表示

所在 東京都清瀬市中里5丁目

地番 842番地

地積 20平方メートル (別図のとおり)

第1条(目的)

本協定は、市役所及びしあわせ未来センターの来庁者等のタクシー利用について利便性を図るため、指定場所にタクシー乗り場を設け実用性を図ることを目的とする。

第2条 (期間及び時間)

本協定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの各日の8時半から17時半とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

第3条 (用途)

乙は、指定場所を本協定の業務としてのみ使用することとし、それ以外の用途に使用しては ならない。

第4条(費用負担)

第2条に定めた期間及び時間における使用料は無償とする。ただし乙の責により、土地及び 施設等を破損させた場合には乙が負担するものとする。

第5条(共同利用)

乙は、甲の承諾がない限り、第三者の共同利用をしてはならない。

第6条(協定解約)

乙が本協定の規定に違反した場合は、甲の催告その他の手続を要さず、直ちに本協定を解約 することができる。

第7条(協議)

この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

第8条 (その他)

待合時におけるタクシーのエンジンは原則停止して待ち合わせするものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年2月14日

(乙) 所在地埼玉県所沢市久米546-1名称西武ハイヤー株式会社代表者職氏名代表取締役刈屋輝彦